⑸【上場廃止等となる見込み及びその事由】⑺	［加える。］
⑹【公開買付けに係る重要な合意】⑻	［加える。］
⑺【その他公開買付けに関する重要な事項】⑼	［加える。］
5【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】⑽	4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】⑶
6【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】⑾	5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】⑷
7【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】⑿	6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】⑸
8【公開買付者に対する質問】⒀	7【公開買付者に対する質問】⑹
9【公開買付期間の延長請求】⒁	8【公開買付期間の延長請求】⑺
（記載上の注意）	（記載上の注意）
⑴　［略］	⑴　［同左］
⑵　買付け等の概要 第二号様式記載上の注意⑸に準じて記載すること。	［加える。］
⑶　意見の内容 公開買付けに関する意見について、例えば「公開買付けに応募することを推奨する。」、「公開買付けに反対する。」、「公開買付けに対し中立の立場をとる。」、「意見の表明を留保する。」等わかりやすく記載すること。	⑵　当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由 a　意見の内容については、例えば「公開買付けに応募することを勧める。」、「公開買付けに応募しないことを勧める。」、「公開買付けに対し中立の立場をとる。」、「意見の表明を留保する。」等わかりやすく記載すること。 b　根拠については、意思決定に至った過程を具体的に記載すること。 c　意見の理由については、賛否・中立を表明している場合にはその理由を、意見を留保する場合にはその時点において意見が表明できない理由及び今後表明する予定の有無等を具体的に記載すること。 d　公開買付者が対象者の役員、対象者の役員の依頼に基づき当該公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者又は対象者を子会社とする会社その他の法人等である場合であって、利益相反を回避する措置を講じているときは、その具体的内容を記載すること。
⑷　意見の根拠及び理由 a　公開買付けに関する意見に係る意思決定に至った過程を具体的に記載すること。 b　公開買付けに関する意見を留保する場合には、その時点において意見が表明できない理由及び今後表明する予定の有無等を具体的に記載すること。 c　買付け等の価格の合理性について判断した場合には、その内容及び根拠を具体的に記載すること。⑸のｃに規定する算定書等を取得した場合には、当該算定書等の内容を踏まえて当該根拠を記載すること。 d　公開買付けについて法第27条の13第４項第２号に掲げる条件が付されている場合であって、当該公開買付けに反対する意見を表明しないときには、公開買付け後に公開買付者以外の対象者の株主等との間で生じ得る利益相反により当該株主等の利益を害しないことを確保するための措置の内容について具体的に記載すること。当該措置を実施しない場合にはその理由について記載すること。	［加える。］
⑸　公開買付けの公正性を担保するための措置 a　公開買付者又は対象者が公開買付けの公正性を担保するための措置を実施した場合には、その内容を具体的に記載し、当該措置を実施しなかった場合には、その理由を記載すること。ただし、届出日において公開買付者が実施した措置の有無及び内容が分からない場合には、その旨を記載すること。	［加える。］